

改正

平成23年 3 月31日規則第12号

平成23年 7 月 1 日規則第27号

平成24年 3 月29日規則第18号

平成25年 3 月28日規則第 9 号

平成29年 9 月15日規則第35号

平成30年 3 月29日規則第22号

平成31年 3 月29日規則第24号

令和元年12月12日規則第44号

令和 3 年 3 月31日規則第12号

令和 5 年 3 月31日規則第27号

旭川市工業等振興促進条例施行規則

旭川市工業等振興促進条例施行規則（昭和60年旭川市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設及び増設の範囲）

第 2 条 条例第 1 条の工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいう。

2 条例第 1 条の工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は工場等を拡張し、若しくは移転することをいう。

（施設の範囲等）

第 3 条 条例第 2 条第 1 号の物の製造又は加工を行う施設とは、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業その他これに類する事業又は電気その他のエネルギーを発生し、若しくは供給する事業を行う施設をいう。

2 条例第 2 条第 4 号の規則で定める業務施設とは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第 8 条第 1 号に掲げる部門のいずれかの部門のために使用される業務施設をいう。

3 条例第 2 条第 9 号の操業日とは、対象固定資産の全てが設置され、稼働した日（特定産業支援

業を行う工場等にあつては、新たに雇用され、又は増加した常用雇用者の全てが就業した日)をいう。

- 4 条例第2条第12号の規則で定める者は、期間を定めて雇用される者であつて、継続して1年を超えて雇用されることが見込まれるものとする。

(指定地域)

第4条 条例第4条第1項の規則で定める地域は、工場の新設又は増設の場合にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち旭川市工業団地1条3丁目158番地の13から158番地の16まで、158番地の18から158番地の20まで、158番地の23から158番地の26まで、158番地の40、158番地の41、158番地の43から158番地の46まで、158番地の68、160番地の2、160番地の3、160番地の15及び161番地の10、旭川市工業団地2条3丁目158番地の27から158番地の29まで、158番地の38、158番地の47から158番地の49まで、158番地の74、160番地の16から160番地の18まで、161番地の2、161番地の8及び164番地の4並びに旭川市工業団地3条3丁目158番地の30、158番地の34から158番地の36まで、158番地の51から158番地の55まで、158番地の57から158番地の62まで、160番地の19から160番地の21まで、167番地の2から167番地の5まで、170番地の2、170番地の4、170番地の8及び173番地の2（以下「動物園通り産業団地」という。）とし、事業所、試験研究施設又は特定業務施設の新設又は増設の場合にあつては同項に規定する市街化区域及び動物園通り産業団地とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらの地域以外の地域を加えることがある。

(常用雇用者の人数に係る期間等)

第5条 条例第4条第1項第2号の規則で定める期間は、操業日前10年間とする。

- 2 条例第4条第1項第2号の規則で定める人数は、20人（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域内における工場等の新設又は増設の場合にあつては、10人）とする。

(指定の申請)

第6条 条例第4条第2項の規定による申請は、指定申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(課税免除の対象)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める土地は、取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手した土地とする。

(環境配慮型施設)

第8条 条例第5条第2項の規則で定める環境に配慮した設備を有する施設は、太陽光、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーを利用することにより、通常の施設と比較して二酸化炭素の排出量を20パーセント以上低減させる設備を有すると市長が認めるものとする。

(課税免除の申請)

第9条 条例第6条の規定による申請は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度の前年度の1月31日までに、課税免除申請書(様式第2号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(工場等設置助成金の算定)

第10条 条例第7条第1項の規則で定めるところにより算定した額は、工場等の増設をしなかった場合に課されるべきであった事業所税に相当する額とする。

(土地取得助成金の対象)

第11条 条例第7条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地(その面積が工場等の面積の合計の3倍の面積を超える場合は、当該3倍の面積に相当する部分)とする。

(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域又は動物園通り産業団地であること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(2) 面積が3,000平方メートル以上であるものであること。

(3) 取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手したものであること。

(工場等改修助成金の対象)

第12条 条例第7条第3項の規則で定める建物の改修は、操業日前6月以内に完了した改修とする。

(環境配慮型施設整備助成金の対象)

第13条 条例第7条第4項の規則で定める設備の整備は、操業日前6月以内に完了した整備とする。

(雇用助成金の対象)

第14条 条例第7条第5項の規則で定める常用雇用者は、雇用助成金の交付の申請をする日の属す

る年度の4月1日時点において、6月以上雇用されている者であって本市に住所を有するものとする。

(操業前研修助成金の対象)

第15条 条例第7条第6項の規則で定める研修は、操業日前6月以内に実施した研修とする。

(操業助成金の対象)

第16条 条例第7条第7項の規定による操業助成金は、交付の申請をする日の属する年度の前年度分として支払った費用を対象とする。

(助成金の交付の申請)

第17条 条例第8条の規定による申請は、助成金の交付を受けようとする年度の9月30日までに、助成金交付申請書(様式第3号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第18条 助成金の交付時期は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 工場等設置助成金 事業所税に係る基準年度以降3年間に課する各年度の事業所税の納期限の属する年度の翌年度
- (2) 土地取得助成金、工場等改修助成金、環境配慮型施設整備助成金及び操業前研修助成金 操業日の属する年度の翌々年度
- (3) 雇用助成金及び操業助成金 操業日の属する年度の翌々年度以降3年間

(端数計算)

第19条 助成金の額を算定する場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(地位の承継の届出)

第20条 条例第9条の届出は、地位承継届(様式第4号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(操業の休止等の届出)

第21条 課税免除又は助成金の交付を受けた者は、操業日から5年(特定産業支援業を行う者にあつては、6年)以内に、その対象となった工場等の操業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、操業休止・廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し等に係る期間)

第22条 条例第10条第3項第3号の規則で定める期間は、操業日から6年間とする。

(事業報告書の提出)

第23条 課税免除又は助成金の交付を受けた者は、当該課税免除又は助成金の交付を受けた各事業年度（個人にあっては、各年）につき、それぞれ決算終了後3月以内に事業報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（昭和60年旭川市条例第13号）の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

(東日本大震災により工場等に被害を受けた者に係る特例)

3 条例附則第4項において条例の規定を読み替えて適用する場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	対象固定資産の全てが設置され、稼働した日（特定産業支援業を行う工場等にあつては、新たに	新たに
	日）	日
第3条第3項	雇用されることが見込まれるもの（特定産業支援業にあつては、	雇用され、及び
	者に限る。）	者
第5条第2項	20人（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域内における工場等の新設又	5人

	は増設の場合にあっては、10人)	
第14条	条例	条例附則第4項の規定により読み替えて適用される条例
	の属する年度の4月1日時点において、1年以上雇用されている者であって本市に1年以上住所を有するもの（特定産業支援業にあっては、当該年度の初日の属する年の前年中の給与等の収入金額が130万円以上であった者に限る。）	において、1年以上雇用され、本市に住所を有する者であって、年間の給与等の収入金額が130万円以上であると見込まれるもの
第16条	条例	条例附則第4項の規定により読み替えて適用される条例
	年度の前年度に支払った	年度に支払う
第17条第1項	9月30日まで	9月30日まで（操業日の属する年度にあっては、第6条第2項の規定による指定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内）
第18条第2号	、工場等改修助成金、環境配慮型施設整備助成金及び操業前研修助成金	及び工場等改修助成金
	年度の翌々年度	年度
第18条第3号	年度の翌々年度	年度
様式第1号	第4条第1項	附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第4条第1項

（東日本大震災により被害を受けた者を雇用した者に係る特例）

4 第3条第3項、第6条、第14条、第17条、第18条第3号及び第19条から第23条まで並びに様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定は、条例附則第5項の雇用助成金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第3項	雇用されることが見込まれるもの (特定産業支援業にあっては、	雇用され、及び
	者に限る。)	者
第6条第1項	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
第14条	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
	の属する年度の4月1日時点において、1年以上雇用されている者であって本市に1年以上住所を有するもの(特定産業支援業にあっては、当該年度の初日の属する年の前年中の給与等の収入金額が130万円以上であった者に限る。)	において、1年以上雇用され、本市に住所を有する者であって、年間の給与等の収入金額が130万円以上であると見込まれるもの
第17条第1項	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
	9月30日まで	9月30日まで(附則第4項の規定により読み替えて準用される第14条に規定する常用雇用者を雇用した日(以下「雇用日」という。)の属する年度にあっては、附則第4項において準用される第6条第2項の規定による指定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内)
第18条第3号	雇用助成金及び操業助成金	雇用助成金
	操業日	雇用日
	年度の翌々年度	年度
第20条	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例

第21条	課税免除又は助成金	助成金
	操業日	雇用日
第22条	操業日	雇用日
第23条	課税免除又は助成金	助成金
様式第1号	第4条第1項	附則第5項
様式第6号	第23条	附則第4項の規定により読み替えて準用される同規則第23条

附 則（平成23年 3 月31日規則第12号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 3 条第 1 項の規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成23年旭川市条例第18号）による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 7 月 1 日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年 3 月31日において現に旭川市工業等振興促進条例附則第 4 項の規定により読み替えて適用される同条例第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付並びに同条例附則第 5 項の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月29日規則第18号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月15日規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「特定事業用施設又は試験研究施設」を「試験研究施設又は特定業務施設」に改める部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第27号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。